

探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正について

令和6年4月1日施行

改正内容

① 探偵業届出証明書の廃止

4月1日から、探偵業者に対する届出証明書の交付を行わなくなりました。

② 探偵業届出証明書再交付申請、書換、返納の手続きの廃止

届出証明書の廃止に伴い、交付申請が廃止されます。

③ 標識の作成及び掲示義務

探偵業者は、届出証明書の代わりに、自ら作成した所定様式の標識を営業所ごとに掲示するとともに、管理するウェブサイト上に標識を掲示しなければなりません。

ただし、常時使用する従業者の数が5人以下の場合や、ウェブサイトを有していない場合は、ウェブサイトへの掲示義務は免除されます。

現に届出証明書を掲示しているすべての探偵業者が、標識に変更していただく必要があります。
(経過措置はありません。)